

令和6年度 第2回 広島市いじめ問題対策連絡協議会会議要旨

1 開催日時

令和6年12月23日（月）18時30分～20時15分

2 開催場所

広島市役所北庁舎3階 第6会議室

3 出席者

(1) 構成機関出席者【◎会長 ・ ○副会長】

機 関 名	役 職 名	備考
広島市	こども未来局こども青少年支援部 青少年育成担当課長	
広島市小学校長会	会長（広島市立皆実小学校長）	欠席
広島市公立中学校長会 ◎	会長（広島市立五日市観音中学校長）	
広島市立高等学校長会	会長（広島市立舟入高等学校長）	
広島市児童相談所	第一相談・判定担当課長	
広島法務局	人権擁護部第二課長	
広島県警察本部	生活安全部少年対策課 統括少年育成官	欠席
広島県臨床心理士会	会長	
広島弁護士会 ○	子どもの権利委員会委員	
広島市PTA協議会	専務理事	
広島市医師会	常任理事	欠席
広島県社会福祉士会	子ども・家庭支援委員会委員長	
広島人権擁護委員協議会	こども人権委員会 委員長	
広島市教育委員会	いじめ対策推進担当課長	

(2) 事務局（広島市教育委員会）

生徒指導課職員

4 議題等（公開・非公開の別）全て公開

- (1) 令和5年度不登校・暴力行為・いじめの状況について（報告）【資料2】
- (2) 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードについて
- (3) 事例検討（関係機関の連携の在り方）【資料3】

5 傍聴人の人数

0人

6 会議資料

- (1) 出席者名簿、配席図、実施要項
- (2) 資料 1～3
- (3) 基礎資料 A（設置要綱）、B（公開要領）、C（傍聴要領）

7 会議の要旨

(1) 令和 5 年度不登校・暴力行為・いじめの状況について（報告）【資料 2】

教委が、資料 2 を説明し、次の質疑があった。【○構成員 ●教委】

- 資料 2 の〈不登校児童生徒の状況〉について、「4 相談・指導等を受けた機関等」の表を見ると、「学校内や学校外で専門的な相談・指導等を受けた人数」が 43.4%、「学校内外で専門的な相談・指導等を受けていない人数」が 56.5%となっている。数字上見ると、専門的な相談・指導等を受けていない児童生徒のほうが多いが、専門的な相談・指導等につながっていない理由が分かれば教えてほしい。
- 不登校の要因が様々なため、理由の分析は難しい。学校が専門的な相談・指導等を受けることを促したが、保護者や本人がそこまでは必要ないと判断したものもあると思う。
定義上、年間 30 日以上欠席すると不登校に該当するため、定期的に登校していても、欠席日数から不登校と整理している場合がある。また、学校には登校できていないが、ふれあい教室やフリースクール等に通う児童生徒もいる。ほとんどの児童生徒が、何らかの形で外部とつながっていると考えてもらってよい。
- 中学校において、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）の存在が大きい。不登校の児童生徒本人やその保護者が、一緒または別々にカウンセリングを受けることがある。こどもが学校に行かなくなると保護者も焦るが、カウンセリングを受ける中で落ち着き、こどもに対しての状況が良くなるケースもある。
- 週に何回とかではなく、SCに相談したいときに相談できるような環境を整える必要があるのではないか。
- 複数の児童生徒がカウンセリングを希望するような状況が生じ、緊急に対応する必要がある場合は、他の学校を担当している SC に応援を要請し、緊急体制を組むこともある。状況に応じて対応できるよう努めている。
- ふれあいひろばに通室した日は、不登校を判断する際の欠席日数に含まれているのか。
- 含まれていない。
- ふれあいひろばの指導員は、児童生徒の相談相手になっており、重要な役割を担っていると考え。ふれあいひろばを利用して、教室に戻る力を培っている児童生徒も多くいるだろう。ふれあいひろばは、一日中開室しているのか。
- 一日中開室している。
- 一日中開室するようになったことにより、クラスで授業を受けるのは難しいが、部活には参加できる生徒が、午後からふれあいひろばで過ごし、そのまま部活に行くということが可能になった。
- ふれあいひろばには、一日中同じ指導員がいるのか。
- 同じ指導員がいるところもあるし、交代しているところもある。
- いじめの認知件数には、いじめ防止対策推進法上の重大事態に該当する案件も含まれているのか。
- 含まれている。

○ <いじめの状況>の「2 いじめの認知件数の学年別内訳」の表を見ると、令和5年度の中学1年生の認知件数が非常に多い。何か理由があるか。

● 暴力行為の件数も中学1年生が多い。この年代は、小学校の中学年や高学年のとき、コロナ禍を経験している。人間関係が希薄だった状況から、人との関わりが増えたことは、理由の一つとして考えられる。

また、いじめの認知件数は、毎年、小学校の低学年から中学年にかけて増加するが、高学年にかけて減少し、学校やクラス替え等の状況の変化がある中学1年生で再度増加して、また減少していくという傾向がある。

留意しなければならないのは、この件数は「いじめの認知件数」であって、「いじめの発生件数」ではないということである。認知件数が増加したのは、学校が積極的ないじめの認知を進めた結果であるとして、文部科学省も肯定的に捉えている。

○ 「4 いじめの発見のきっかけ」だが、「当該児童生徒の保護者からの訴え」の件数が多いことに驚いた。

● 児童生徒本人が、自身の困っていることを訴えることができれば、非常に良いと思う。学校は、SOSの出し方についての指導を続けており、本人からの訴えの数字が増えていけばよいと思う。

(2) 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードについて

教委が、来年度の「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードの進捗状況について説明し、特に質疑はなかった。

(3) 事例検討（関係機関の連携の在り方）【資料3】

教委が、資料3を説明し、次の質疑があった。【○構成員 ●教委】

○ A君は、ネグレクトというか、マルトリートメントのような状況に置かれている。A君も困っていると思うので、児童相談所に通告してもらえれば、A君の父に事情を聴いたり、一緒に解決する方法を考えたりすることができると思う。

○ 教員、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）、SC、行政等、色々な立場の人で情報を共有することは可能である。そして、担任だけでなく、校内の色々な先生方がA君を気にかけるという環境が必要だと思う。また、要保護児童対策地域協議会等、校内以外でも、A君を助けることのできるチームが広がり、解決への道に繋がればよい。

傷ついた子どもが、その後自立の道に向かい、しっかり成長していくためには、親身になってくれる大人と出会うことや親身になってもらえる経験をするのが大事である。

○ SSWが、A君を助けるチームをつなぐ役割をしてくれることになると思うが、現在、広島市では、SSWに欠員が生じている。

● 中区と安佐南区では、今年度からSSWのチーム体制を組んだ。SSWの働きやすい環境を整え、より良い相談体制が組めるよう、順次各区に広げていきたい。SSWは、児童生徒本人とその保護者を福祉につなげていく非常に大切な役割を担っていると考えている。これまで、SSW自身が相談する先がなかったと思うので、チーム体制というのは、SSWにとっても良いことだと考えている。

○ SSWに何を頼んでよいのかが、分かりにくいと思う。SSW自身の持っている経験や知識により、SSWが行う対応が異なることもある。だからこそ、チーム体制で対応するというのは、とても大事なことだと考える。また、SSW自身もネットワークを作る等、自ら動いてい

く必要がある。

- 勤務日が異なるため、SSWとSCが、話をする事ができないという話を聞く。両者がつながると、多面的な支援を行うことができるようになるため、情報交換を行うことのできる環境を整えたいと思う。
- まず、本件事例において、校長は報告を受けているが、担任一人に対応をさせていることが気になる。チームで動くことが重要である。また、A君の父の「中学生なのだから、洗濯とかも自分でできるだろう」という考えは、完全には間違っていないと思う。しかし、A君は洗濯の仕方が分かっていない。教員がどこまで対応できるのかという問題もあるため、外部の福祉の手を借りる必要があるのではないかと考える。そして、A君の家庭状況がいつから今のような状況になったのかは分からないが、A君に兄弟がいる可能性もあるため、小・中・高で連携して対応する必要があると考える。
- A君と父は、向き合うことができていない。仮にA君からの相談を受けたとしたら、A君の思いを父に伝えることが大事だという話をすると思う。
- 警察に被害届を出された後、A君はどうなるのか心配だ。
- 警察が関わることにより、学校以外の機関から父に話をしてもらうことができる。A君の父が、A君をこのまま放置してはいけないと思うきっかけになるかもしれない。
- 被害届を出すかどうかは、B君とB君の両親が決めることなので、学校が止めることは難しい。しかし、被害届を出されて傷ついたA君のフォローは、全力でやっていかなければならないと考えている。
- 学校は教育機関のため、事案の白黒をつけることはできない。本件事例とは異なり、加害児童生徒が分からない事案もある。その際、第三者である警察に調べてもらい、中立的な立場からの意見をもらうことで、両者が納得するということもある。
- B君とB君の家庭についても、気になる部分がある。本件事案に対するB君の父と母の反応が異なるし、B君自身の認識にも問題があるように思う。学校は、A君に対する指導に加えて、B君に対する指導も必要なのではないか。
- 周囲からのA君に対する支援に加えて、A君自身に規則正しい生活をしていこう、この生活から抜け出そうという意思を持たせることが大事である。
- A君は、B君だけでなく、その他の生徒からも色々なことを言われている。このような場合、学校は、生徒らにどのような指導をするのか。
- 個別の指導だけでなく、全体に対する指導（クラス単位の場合もあれば、緊急で学年集会を行うこともある。）を行う。道徳の時間に教材を使って、指導を行うこともある。